

証券コード5998
2025年6月10日
(電子提供措置の開始日2025年6月4日)

株 主 各 位

東京都北区田端六丁目1番1号
株式会社アドバネクス
代表取締役会長兼社長 朝田英太郎

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第77期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.advanex.co.jp/ir/>



上記ウェブサイトアクセスして、「株主情報」、「株主総会」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記東証ウェブサイトアクセスして、銘柄名（アドバネクス）又は証券コード（5998）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、3頁～4頁をご高覧いただき、インターネット又は書面により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月25日（水曜日）午後6時15分までに議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。

敬具

■ 招集ご通知

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
（なお、受付開始時間は午前9時とさせていただきます。）
2. 場 所 東京都豊島区西池袋1丁目11番1号
メトロポリタンプラザビル オフィスタワー12階 Room1
ステーションコンファレンス池袋
※お土産の提供は取り止めております。
3. 目的事項
報告事項1 第77期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第77期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- (注) 1. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。
2. 電子提供措置事項のうち、事業報告の「主要な営業所及び工場」、「従業員の状況」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、及び監査報告の「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」、「会計監査人の監査報告書」、「監査役会の監査報告書」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、前頁に記載の各ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。なお、本招集ご通知は、会計監査人及び監査役が監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
4. 株主総会決議通知の発送を取り止め、本総会の結果は当社ホームページ（<https://www.advanex.co.jp/ir/>）に掲載させていただく予定です。

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後6時15分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後6時15分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁
をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後6時15分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

詳細につきましては次頁
をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2025年6月26日(木曜日) 午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

- 代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。その際は、会場受付に代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会開催日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知くださいますようお願い申し上げます。
- 書面による議決権行使において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
- インターネット（「スマート行使」を含む。以下同じ。）と書面により二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効なものいたします。インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後の行使を有効なものいたします。



インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォン等から当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

スマートフォン等による議決権行使

- 1 同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンからタブレット端末で読み取ります。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、パソコン向けサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

<https://www.web54.net>



- 2 同封の議決権行使書用紙（はがき面）の左下に記載された「議決権行使コード」を入力してログイン後、「パスワード」を入力し、画面の案内に従って議案の賛否をご入力の上、ご送信ください。

--- ログイン ---

● 議決権行使コードを入力し、ログインボタンをクリックしてください。
● ログイン後、画面の案内に従って議案の賛否を入力してください。
● ログイン後、画面の案内に従って議案の賛否を入力してください。

議決権行使コード:

--- パスワード登録 ---

● ログイン後、画面の案内に従ってパスワードを入力してください。
● パスワードは、8文字以上、英数字と記号で構成してください。
● パスワードは、画面の案内に従って入力してください。

パスワード: 確認パスワード:



- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従って手続きください。

インターネットによる議決権行使に関して、パソコンやスマートフォンの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

【証券代行ウェブサポート専用ダイヤル】

0120-652-031（午前9時～午後9時）

<議決権行使に関する事項以外のご照会>

0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における事業環境は、自動車向けが中国メーカーの台頭や認証不正問題の影響で伸び悩んだもののOA機器向けが好調に推移し、また、欧米を中心に医療向けは順調に拡大を続けています。

このような状況のもと、当連結会計年度における売上高は前連結会計年度比7.5%増の285億32百万円、営業利益は同203.1%増の11億9百万円となりました。一方、為替の変動に伴う当社及び海外連結子会社の保有する資産・負債の評価替えにより為替差損(7億61百万円)が発生したことなどから経常利益は1億70百万円、またシンガポール工場閉鎖に伴う特別退職金の発生等により親会社株主に帰属する当期純損失は6億28百万円となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

1) 日本

OA機器向けが好調だったことや値上げ効果などから売上高は前連結会計年度比2.6%増の90億95百万円、セグメント利益は同96.9%増の2億22百万円となりました。

2) 米州

アメリカ工場において医療向け生産が大きく増加したことから売上高は前連結会計年度比27.9%増の54億10百万円となりました。セグメント利益は、アメリカ工場が増益したことなどから1億92百万円（前期は4億55百万円の損失）と黒字化しました。

3) 欧州

売上高は前連結会計年度比9.3%増の33億99百万円となりましたが、人件費やエネルギーコストの増加などにより固定費等が膨らんだことからセグメント利益は同34.7%減の1億50百万円となりました。

4) アジア

OA機器向けが好調だったことなどから売上高は前連結会計年度比2.8%増の106億27百万円、セグメント利益は同17.1%増の5億44百万円となりました。

所在地別売上高

所 在 地	前 期		当 期		前期比増減	
	金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	増減比率 (%)
日 本	8,867	33.4	9,095	31.9	228	2.6
米 州	4,231	15.9	5,410	19.0	1,179	27.9
欧 州	3,111	11.7	3,399	11.9	287	9.3
ア ジ ア	10,339	38.9	10,627	37.2	288	2.8

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資額は25億31百万円であり、その主な内容は、当社及び当社グループにおける生産設備の更新や増強のほか、新工場設立や新生産管理システムの導入等、いずれも自動車及び医療市場向け並びに規格品の販売拡大、生産性及び品質の向上を目指した投資であります。

(3) 対処すべき課題

米国の関税政策が世界経済に及ぼす影響を見逃せない中、世界各国におけるインフレ率の高止まりや為替の変動リスク、地域紛争等の地政学リスクの長期化など、2025年度の経済環境も予断を許さない状況が続いていますが、長期的には自動車市場や医療市場、航空機市場のさらなる成長が期待できると見えています。

当社グループは、精密金属加工総合メーカーとして持続的な成長と連結企業価値向上を図るため、グループ一丸となって、次の課題に対し積極的に取り組んでまいります。

1) 精密金属加工分野における事業基盤の強化と領域拡大

① グローバルビジネス展開と海外拠点の収益化

当社は線ばね、板ばね、フォーミング加工、インサートモールド、深絞り加工など多様な技術を有し、近年ではメキシコ、インドネシア、インド、チェコ及び埼玉に新工場を開設するなど、グローバルにビジネスの拡大戦略・投資を進めてきました。一方、それらの新工場は新規受注獲得から量産（販売）開始まで一定期間を要する自動車向け製品が多く、宿命的に投資と回収のタイムラグに伴う先行投資負担が嵩み近年は業績が悪化し、固定資産の減損リスクも出てきていました。

2025年3月期は原材料費・電力料・運送費・人件費の高騰などがありましたが、欧米を中心とした医療向けの拡大やOA機器向けが好調のほか、値上げ効果もあり前連結会計年度比増収・増益（営業利益ベース）となりました。

2026年3月期は、引き続き厳しい経済環境を予想しますが、赤字拠点の構造改革を進めつつ、成長市場への積極的な活動に努め、飛躍に向け着実な歩みを進めてまいります。

② 自動車関連市場をコア市場とする成長戦略

当社売上高の過半を占める自動車市場においては、引き続き成長機会を追求し、日系及び欧米系部品メーカーとの取引拡大を目指してまいります。国内では、次世代のEV・HEVに加え、CASE（Connected・Autonomous・Sharing・Electric）や快適性などをテーマに最先端・高付加価値製品の受注を拡大していきます。海外ではメガサプライヤーと呼ばれる大手の自動車部品メーカーに対して当社のグローバル供給体制をアピールし取引拡大に繋げてまいります。

③ 医療向け事業の拡大戦略

医療向け事業は、世界において高度医療の受益者となる高・中所得層が今後15年間で倍増すると予測されていること、当社のばね製品を採用する医薬品キットの認可がグローバルで進んでいること、加えてボラティリティーが少なく長期的に成長する見通しであることなど、収益への貢献が安定的に見込まれるため、今後さらに強化していきたい事業です。医療市場における主な顧客はメガファーマと呼ばれる世界的な製薬メーカーであり、自動車市場同様、当社のグローバル供給体制は有利であるため、その強みを最大限に活かし拡大に繋げてまいります。

④ 自社製品（規格品）の開発強化と売上拡大

製品ラインナップと販売網の拡充を図ってまいります。特に看板製品であるコイルスレッドは、航空市場を中心に規模が拡大基調にあり、そもそも世界を見渡しても競合が少ない寡占化された市場であることから、アドバネクスグループとして販売戦略・生産戦略・技術戦略を共有し全体最適化を図り、競争力と収益性を高めてまいります。また、ボルト・ナット脱落防止具のロックワンやインスタントロックも、インフラ・住設市場においてその高いゆるみ止効果が認識されはじめたこともあり、本格的な取引拡大に向け販売活動を積極化させていきます。

2) 財務体質の改善と株主還元

利益還元については、連結業績に連動して配当性向を30%とすることを引き続き基本方針としておりますが、有利子負債の圧縮を進めるとともに自己資本の充実に努めつつ、株主還元の強化を図ってまいります。

3) 企業統治の強化とグループ最適経営

2024年5月23日に公表した「中期経営計画2025/3期－2027/3期」において「グローバル連携・団結の強化」「構造改革の実行」「注力市場への経営資源投下」を方針に掲げております。自動車・医療市場やコイルスレッドを代表とする規格品ビジネスなど当社のグローバル体制の強みが発揮できる分野での本社・子会社間の連携強化や、成長市場における5年、10年先を見据えた積極的な投資を実行しつつ、不採算拠点の赤字圧縮・構造改革も進めるなど、引き続きグループ全体の最適化を目指した経営を進めてまいります。

(4) 当期及び直前3事業年度の財産及び損益の状況

項 目 \ 期 別	(2022年3月) 第74期	(2023年3月) 第75期	(2024年3月) 第76期	(2025年3月) (当連結会計年度) 第77期
売 上 高 (百万円)	21,722	24,628	26,549	28,532
経 常 利 益 (百万円)	354	585	832	170
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△82	60	268	△628
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△20.01	14.64	65.46	△153.13
純 資 産 額 (百万円)	6,922	7,221	8,289	8,093
総 資 産 額 (百万円)	25,208	26,470	28,457	28,505

(5) 重要な子会社及び関連会社の状況

1) 重要な子会社及び関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
Advanex Americas, Inc.	6,489千USD	100.0	精密ばねの製造、販売
Advanex de Mexico S.de R.L.de C.V.	469,939千MXN	100.0	精密ばねの製造、販売
Advanex Europe Ltd.	4,050千GBP	100.0	精密ばねの製造、販売
Advanex Czech Republic s.r.o.	200千CZK	100.0	精密ばねの製造、販売
Advanex (Singapore) Pte. Ltd.	6,000千SGD	100.0	精密ばねの製造、販売
Advanex (Thailand) Ltd.	26,000千THB	100.0	精密ばねの製造、販売
Advanex (Vietnam) Ltd.	1,830千USD	100.0	精密ばねの製造、販売
PT.Advanex Precision Indonesia	27,886,871千IDR	100.0	金属プレス・インサート成形製品の製造、販売
Advanex (India) Private Limited	153,100千INR	100.0	精密ばねの製造、販売
Advanex (Shanghai) Inc.	1,100千USD	100.0	精密ばねの製造、販売
Advanex (Dalian) Inc.	26,420千CNY	100.0	精密ばねの製造、販売
Advanex (Dongguan) Inc.	38,969千CNY	100.0	精密ばねの製造、販売
Advanex (Changzhou) Inc.	15,303千CNY	100.0	精密ばねの製造、販売
Advanex (Hong Kong) Ltd.	2,356千HKD	100.0	精 密 ば ね の 販 売

2) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主な事業内容

事 業	主 要 製 品
精 密 ば ね 事 業	押し・引き・トーションばね、ワイヤーフォーミング、薄板ばね等の製造、販売

(7) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高 (百万円)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,680
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,050
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	1,016
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	833
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	823
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	783
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	774
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	625

(注) 当社は、財務基盤の安定化のため、複数の金融機関との間で借入限度額5,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております (借入実行額4,150百万円)。

(8) 主要な営業所及び工場

1) 当社

本 社 : 東京都北区
 営 業 所 : 東京都北区、愛知県刈谷市、大阪府大阪市、埼玉県本庄市
 大分県中津市
 工 場 : 青森県南津軽郡、福島県郡山市、新潟県柏崎市、埼玉県本庄市
 千葉県船橋市、大分県中津市
 物流センター：千葉県松戸市

2) 子会社の主要な事業所

Advanex Americas, Inc.	(TENNESSEE,U.S.A.)
Advanex de Mexico S.de R.L.de C.V.	(QUERETARO,MEXICO)
Advanex Europe Ltd.	(NOTTINGHAMSHIRE,U.K.)
Advanex Czech Republic s.r.o.	(PRAGUE,CZECH REPUBLIC)
Advanex (Singapore) Pte. Ltd.	(SINGAPORE)
Advanex (Thailand) Ltd.	(AYUTTHAYA,THAILAND)
Advanex (Vietnam) Ltd.	(BAC NINH,VIETNAM)
PT.Advanex Precision Indonesia	(BEKASI,INDONESIA)
Advanex (India) Private Limited	(TAMIL NADU, INDIA)
Advanex (Shanghai)Inc.	(SHANGHAI,CHINA)
Advanex (Dalian) Inc.	(DALIAN,CHINA)
Advanex (Dongguan) Inc.	(DONGGUAN,CHINA)
Advanex (Changzhou) Inc.	(CHANGZHOU,CHINA)
Advanex (Hong Kong) Ltd.	(HONG KONG,CHINA)

(9) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,870名	50名減

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（嘱託、パートタイマー）110名は含まれておりません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 12,500,000株

(2) 発行済株式の総数 4,153,370株

(3) 株主数 4,891名

(4) 大株主（上位10名）

	株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
1	A A A 株 式 会 社	446	10.86
2	ス マ ー ト 有 限 会 社	326	7.95
3	A S A D A 株 式 会 社	299	7.29
4	加 藤 雄 一 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	280	6.82
5	ア ー ク 株 式 会 社	205	4.99
6	A R T 株 式 会 社	200	4.87
7	株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	165	4.03
8	エ ー ス 株 式 会 社	142	3.46
9	株 式 会 社 ア サ ダ	130	3.18
10	ス マ イ ル 株 式 会 社	94	2.29

(注) 当社は自己株式47千株を保有しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	2013年第2回 新株予約権	2014年第3回 新株予約権	2015年第4回 新株予約権	2018年第5回 新株予約権
発行決議日	2013年7月25日	2014年7月24日	2015年8月7日	2018年8月10日
区分	取締役	取締役	取締役	取締役
保有者数	1名	1名	1名	1名
新株予約権の数	18個	13個	14個	14個
新株予約権の目的となる株式の数	1,800株	1,300株	1,400株	1,400株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1株当たりの払込金額	890円	1,590円	1,750円	1,768円
権利行使時1株当たりの行使価額	1円	1円	1円	1円
権利行使期間	2013年8月9日から 2043年8月8日まで	2014年8月11日から 2044年8月10日まで	2015年8月25日から 2045年8月24日まで	2018年8月27日から 2048年8月26日まで
新株予約権の行使の条件	(別記1)	(別記1)	(別記1)	(別記1)

(別記1)

新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日（当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- 2) 新株予約権者は、上記1)の規定にかかわらず、割当日から最初に来る定時株主総会の終結時まで継続して当社の取締役として在任した場合でなければ、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- 3) 新株予約権者は、上記1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- 4) 新株予約権者が死亡した場合は、上記1)の規定にかかわらず、下記7)の定める新株予約権割当契約書に定める条件に従って、相続開始の日から1年間に限り、相続人がこれを行行使することができるものとする。
- 5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 6) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 7) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(2) 当社使用人が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	当社における地位	担当及び重要な兼職の状況
朝 田 英太郎	取締役会長兼社長 (代表取締役)	
吉 原 哲 也	常 務 取 締 役	管理本部長、最高財務責任者
加 藤 精 也	取 締 役	品質保証本部長
中 垣 修	取 締 役	グローバル事業本部長
杉 井 孝	取 締 役	弁護士法人杉井法律事務所社員弁護士 株式会社セキド社外監査役
新 田 都志子	取 締 役	文京学院大学名誉教授
榎 本 直 樹	常 勤 監 査 役	大阪有機化学工業株式会社取締役
中 村 慈 美	監 査 役	中村慈美税理士事務所
高 秀 樹	監 査 役	スプラウトグループ株式会社顧問 RSM清和監査法人公益監督委員

- (注) 1. 取締役杉井孝、新田都志子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 監査役榎本直樹、中村慈美、高秀樹の各氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 監査役中村慈美氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
4. 2025年5月15日付で次のとおり異動がありました。

氏 名	担当及び重要な兼職の状況	
	変更前	変更後
中 垣 修	取締役、グローバル事業本部長	取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、各社外取締役並びに各社外監査役の全員との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の全ての取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約により被保険者である役員が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。

ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の諮問機関として、社外取締役又は社外監査役が半数以上を占める任意の指名・報酬委員会を設置しており、同委員会の審議・答申を受けた取締役会において、以下のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

取締役の種類別の報酬割合は、固定報酬である基本報酬の割合を100%としており、業績連動報酬等はありません。また、インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションは、株主総会で承認を得た範囲内において、指名・報酬委員会が業績の改善もしくは持続的な成長及び中長期的な企業価値向上への貢献度を評価し、その答申を受けた取締役会が決定して付与する場合があるものの、現状は付与しておりません。

取締役の個人別の報酬等の内容は、株主総会において承認を得た報酬等の限度額の範囲内において、各取締役の責任、役割に応じて指名・報酬委員会で審議し、その答申を受けた取締役会にて決定しております。

なお、指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選任された取締役又は監査役である委員4名以上で構成、そのうち半数以上は社外取締役又は社外監査役とし、同委員長は、互選により定めることとしております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案と決定方針との整合性を含め多角的に検討しているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿ったものであると判断しております。

2) 取締役及び監査役の報酬等に係る株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2013年6月20日開催の第65期定時株主総会において年額3億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない）。また、同株主総会において、当該金銭報酬とは別枠で、新株予約権を用いた株式報酬型ストックオプションを年額30百万円以内、新株予約権数の上限

を1年間で300個（社外取締役を除く）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、1993年6月29日開催の第45期定時株主総会において月額300万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

3) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	105,067 (11,418)	105,067 (11,418)	—	—	—	9 (5)
監査役 (うち社外監査役)	21,172 (21,172)	21,172 (21,172)	—	—	—	3 (3)

(注) 当事業年度末現在の員数は、取締役6名及び監査役3名であります。なお、2024年6月27日開催の第76期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名の報酬等は上記に含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

1) 取締役 杉井孝

① 重要な兼職先と当社との関係

当社と弁護士法人杉井法律事務所、株式会社セキドとの間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況…… 88%

③ 取締役会における発言の状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

弁護士として豊富な経験と法務及び財務に関する知見を有し、当社グループの経営に対して、客観的な立場から経営全般の健全性や議案審議等に必要な助言を行っております。

2) 取締役 新田都志子

① 重要な兼職先と当社との関係

当社と文京学院大学との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況…… 100%

③ 取締役会における発言の状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

経営学における高度な学識と豊富な見識を有し、幅広い視点から当社ガバナンス体制の強化に対して、客観的な立場から議案審議等に必要な助言を行っております。

3) 監査役 榎本直樹

- ① 重要な兼職先と当社との関係
当社と大阪有機化学工業株式会社との間に重要な取引関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
 - ア. 取締役会への出席状況…… 100%
 - イ. 監査役会への出席状況…… 100%
- ③ 取締役会及び監査役会における発言の状況
会計・財務に関する豊富な経験と知見を有し、議案審議等に必要な発言を行うとともに、任意の指名・報酬委員会メンバーとして役員の選任や役員報酬の妥当性について、公正かつ透明な委員会運営にも貢献しています。

4) 監査役 中村慈美

- ① 重要な兼職先と当社との関係
当社と中村慈美税理士事務所との間に重要な取引関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
 - ア. 取締役会への出席状況…… 100%
 - イ. 監査役会への出席状況…… 100%
- ③ 取締役会及び監査役会における発言の状況
税理士としての財務・会計に関する専門的な知識と豊富な知見を有し、当社における監査機能の強化に貢献するとともに、議案審議等に必要な発言を行っております。

5) 監査役 高秀樹

- ① 重要な兼職先と当社との関係
当社とスプラウトグループ株式会社、RSM清和監査法人との間に重要な取引関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
 - ア. 取締役会への出席状況…… 100%
 - イ. 監査役会への出席状況…… 100%
- ③ 取締役会及び監査役会における発言の状況
監査法人の公益監督委員も務められ、財務と管理に関する豊富な知識と経験を有し、当社における監査機能の強化に貢献するとともに、幅広い見地から議案審議等に必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

- 1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 47,000千円
- 2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 47,000千円

3) 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けております。

4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条の定めに従い、監査役会が、会計監査人に同条第1項各号のいずれかに該当する事由があると判断した場合、監査役全員の同意により、会計監査人を解任する方針であります。

また、継続監査年数、会計監査人の適格性及び独立性の観点から、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該議案を株主総会に提出いたします。

(4) 会計監査人の受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

1) 処分対象

太陽有限責任監査法人

2) 処分内容

①契約の新規の締結に関する業務の停止

(2024年1月1日から2024年3月31日までの3か月間)

②業務改善命令(業務管理体制の改善)

③処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部(監査業務に係る審査)に関与することの禁止

■ 事業報告

(2024年1月1日から2024年3月31日までの3か月間)

3) 処分理由

他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は2006年5月9日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定しており、2022年4月25日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

その内容は以下のとおりであります。

- 1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「グループ企業倫理と遵法に関する基本方針」及び「グループ倫理行動指針」を定め、法令定款違反行為を未然に防止する。
取締役が他の取締役の法令定款違反を発見した場合、あるいはその疑念がある場合は直ちに監査役に報告する。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る重要な情報については、取締役会規程に基づき、そこに定められた期間は閲覧可能な状態で保管することとする。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① グループ会社のリスク管理体制の基礎として、リスク管理規程及び関係会社管理規程を定め、同方針に従ったリスク管理体制を構築する。
 - ② 当社はリスク管理規程の中で、個々のリスク発生の懸念される業務を統括する取締役をリスク対応担当者と定めており、各リスク対応担当者が、リスク管理体制を構築する。グループ会社において発生するリスクは、会社毎に当社の担当取締役が体制を整えることとする。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の業務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、取締役、監査役を含む経営会議にて議論を行い、その審議を経て取締役会にて決定する。
 - ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、職務分掌権限規程、職務分掌権限表において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きを定めることとする。
 - ③ 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- 5) 社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 「グループ企業倫理と遵法に関する基本方針」及び「グループ倫理行動指針」を定め、当社及びグループ会社社員の法令定款違反行為を未然に防止する。
 - ② 内部統制室がグループ会社の内部統制システムを統括し、継続的に整備を行い、遵法・倫理体制を確保する。

- ③ 内部統制室が、グループ会社の内部統制システムの機能状態を適宜モニタリングする。
 - ④ 取締役は当社における重大な法令違反あるいは倫理に反する重要な事実を発見した場合は直ちに監査役に報告すると同時に対策委員会を設置しその解決にあたるものとする。
 - ⑤ 内部通報規程に基づき内部通報制度を整備し、社内に周知する。
 - ⑥ 監査役は法令遵守体制及び内部通報体制の運用に問題があると認めたときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- 6) 関係会社における業務の適正を確保するための体制
- ① 関係会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに行動指針として「グループ企業倫理と遵法に関する基本方針」及び「グループ倫理行動指針」を定め、これを基礎として、各社で諸規程を定めるものとする。また、グループ会社毎に定める当社の担当取締役がその業務の適正性の確保を行う。グループ会社は、関係会社管理規程に定める重要事項について同規程に従い、当社担当取締役に承認申請・報告を行なうか、もしくはグループ会社の取締役会で承認・報告を行なった後、当社担当取締役を介し、当社取締役会に承認申請・報告を行うものとする。当社の取締役は、グループ会社において、法令違反あるいは倫理に反する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告すると同時にその解決にあたるものとする。
 - ② グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反、あるいは倫理上問題があると認めた場合には、内部統制室又は監査役に報告するものとする。内部統制室に報告があった場合には直ちに監査役に報告を行う。監査役は事実の確認を行い、必要があれば取締役会を招集し、そこで解決策を策定する。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
 - ③ 内部統制室又は監査役に報告した者に、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、当社及びグループ会社の役員及び社員に周知徹底する。
- 7) 監査役 of 職務を補助すべき社員に関する体制と当該社員の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役 of 職務を補助すべき社員に関して監査役補助者規程を定め、監査役が必要と判断しこれを要求したときには、当社の社員から監査役補助者を任命する。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役及び執行部門からの独立を確保するものとする。
 - ② 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

8) 取締役及び社員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及びグループ会社の取締役及び社員は当社グループの業務又は業務に影響を与える重要な事項については監査役に報告するものとする。監査役は必要に応じて取締役及び社員に対して報告を求める事ができることとする。
- ② 監査役会規程に基づき、監査役への適切な報告体制を確保する。
- ③ 監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認めた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ会社は、財務報告の信頼性を確保し、金融庁より2006年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書の作成を有効かつ適切に行うため、当社代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築する。

10) 反社会的勢力に対する体制

- ① 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
- ② 反社会的勢力に対しては、総務部を対応統括部門として、必要に応じて警察当局、専門機関と連携しその情報を収集し、社内及びグループ会社への注意喚起を実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

1) コンプライアンスに対する取組み

当社の取締役及び社員に対し、コンプライアンスの重要性に関するインフォメーションを発信するとともに、インサイダー取引防止、情報セキュリティ、法令遵守等の教育を実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組みしました。

また、グループ会社毎に当社の取締役において担当を定めており、コンプライアンス上の問題が発生した場合、当該担当取締役が、当社の経営会議等で報告、対応することになっております。内部通報制度としては、企業倫理委員会及びハラスメント社外窓口へのホットラインを用意し、匿名扱いによる案件にも対応しております。

2) リスク管理に対する取組み

当社及びグループ会社における主要な損失の危険に関する事項は、リスク管理規程及び関係会社管理規程に基づき、経営会議及び取締役会にて所轄部門の管理者から必要に応じて報告が行われ、その対応が検討されております。

3) 取締役の職務の執行に対する取組み

当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、取締役、執行役員、監査役を含む経営会議にて議論を行い、その審議を経て取締役会にて決定しております。また、子会社における経営上の重要な意思決定事項についても、当社取締役会にて承認を行っております。

取締役会は、社外取締役2名を含む6名で構成され、当事業年度の取締役会は17回開催しました。

4) 監査役の職務の執行に対する取組み

監査役会は、常勤社外監査役1名、社外監査役2名で構成され、当事業年度において13回開催し、監査計画に基づいた監査を実施しております。

また、監査役は、必要に応じて代表取締役、取締役と監査内容について意見交換を実施するとともに、四半期毎に会計監査人と面談し、監査結果等の報告を受け、経営上の重要事項について意見交換を実施しました。常勤監査役は、主要会議及び子会社の取締役会出席、幹部との面談、重要書類の閲覧等を通じ、情報収集・調査に努め、監査役会で報告し情報共有しております。

5) 内部統制・内部監査に対する取組み

内部統制室は、内部監査計画に基づき、経営方針の遂行状況、業務活動全般について内部監査を実施し、代表取締役社長及び常勤監査役に監査報告及び改善状況報告を行っております。

また、内部統制室は定期的に常勤監査役との会議を開催し、内部統制活動、内部監査の報告等を行行情報の共有化を図っております。さらに、会計監査人とは内部統制の体制維持強化について意見交換を行い、関連部署に対しては、必要に応じて社内規程の制定・改定提案等により統制の精度改善を図っております。加えて、監査役会では定期的に内部監査の状況について報告しております。

6) 任意の指名・報酬委員会の取組み

当社は2019年2月22日に、取締役等の指名及び報酬の決定に関する手続きの透明性及び客観性を確保するために、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は、取締役の選任・解任や報酬等に関する取締役会からの諮問に対し都度答申し、この機能により当社の取締役会の監督機能やコーポレート・ガバナンスの基盤整備を図っております。なお、同委員会は社外役員が半数以上を占める規定となっており、2025年3月末時点では社外取締役が1名、社内取締役が2名、社外監査役が2名の構成となっています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	14,653,876	流 動 負 債	13,945,450
現 金 及 び 預 金	4,623,849	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	2,207,676
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	5,062,345	電 子 記 録 債 務	743,595
商 品 及 び 製 品	1,876,782	リ ー ス 債 務	203,118
仕 掛 品	948,475	短 期 借 入 金	5,920,366
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,504,844	1年内返済予定の長期借入金	2,953,675
そ の 他	666,759	未 払 金	223,196
貸 倒 引 当 金	△29,181	未 払 費 用	979,334
固 定 資 産	13,851,897	未 払 法 人 税 等	92,154
有 形 固 定 資 産	12,778,684	賞 与 引 当 金	268,849
建 物 及 び 構 築 物	8,890,497	訴 訟 損 失 引 当 金	100,000
減 価 償 却 累 計 額	△4,633,629	そ の 他	253,484
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	17,323,824	固 定 負 債	6,466,878
減 価 償 却 累 計 額	△13,168,716	長 期 借 入 金	4,017,240
工 具 器 具 備 品	2,613,602	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,029,175
減 価 償 却 累 計 額	△2,334,450	リ ー ス 債 務	866,369
土 地	1,553,349	繰 延 税 金 負 債	383,956
リ ー ス 資 産	2,138,052	そ の 他	170,136
減 価 償 却 累 計 額	△1,153,039	負 債 合 計	20,412,329
建 設 仮 勘 定	1,549,193	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	240,435	株 主 資 本	5,761,620
ソ フ ト ウ エ ア	153,495	資 本 金	100,000
そ の 他	86,940	資 本 剰 余 金	1,067,759
投 資 そ の 他 の 資 産	832,777	利 益 剰 余 金	4,674,197
投 資 有 価 証 券	119,478	自 己 株 式	△80,336
退 職 給 付 に 係 る 資 産	65,499	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,323,229
投 資 不 動 産	169,999	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△44,282
そ の 他	478,045	為 替 換 算 調 整 勘 定	2,283,913
貸 倒 引 当 金	△245	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	83,599
資 産 合 計	28,505,773	新 株 予 約 権	8,594
		純 資 産 合 計	8,093,444
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	28,505,773

(注) 記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		28,532,758
売上原価		21,603,854
売上総利益		6,928,903
販売費及び一般管理費		5,819,605
営業利益		1,109,298
営業外収益		
受取利息	66,483	
その他の営業外収益	180,755	247,239
営業外費用		
支払利息	363,241	
為替差損	761,701	
その他の営業外費用	60,928	1,185,871
経常利益		170,665
特別利益		
固定資産売却益	44,533	
国庫補助金	13,558	58,091
特別損失		
固定資産売却損	10,431	
固定資産処分損	1,693	
固定資産圧縮損	13,558	
特別退職金	371,838	
事業再編損	33,568	
訴訟損失引当金繰入額	100,000	531,090
税金等調整前当期純損失		302,332
法人税、住民税及び事業税	284,842	
法人税等調整額	41,609	326,451
当期純損失		628,784
親会社株主に帰属する当期純損失		628,784

(注) 記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100,000	1,150,000	5,302,982	△79,773	6,473,208
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	△82,132	－	－	△82,132
親会社株主に帰属する当期純損失	－	－	△628,784	－	△628,784
自己株式の取得	－	－	－	△877	△877
自己株式の処分	－	△108	－	315	206
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	△82,240	△628,784	△562	△711,588
当 期 末 残 高	100,000	1,067,759	4,674,197	△80,336	5,761,620

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	純資産合計
	その他有価 証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△21,050	1,724,740	104,210	1,807,900	8,594	8,289,703
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	△82,132
親会社株主に帰属する当期純損失	－	－	－	－	－	△628,784
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△877
自己株式の処分	－	－	－	－	－	206
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△23,231	559,172	△20,611	515,329	－	515,329
当 期 変 動 額 合 計	△23,231	559,172	△20,611	515,329	－	△196,259
当 期 末 残 高	△44,282	2,283,913	83,599	2,323,229	8,594	8,093,444

(注) 記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数及び主要な連結子会社の名称

当社は子会社を連結の範囲に含めております。当連結計算書類に含まれた連結子会社数及び連結子会社名は次のとおりであります。

連結子会社数 14社

連結子会社名

- ・ Advanex Americas, Inc.
- ・ Advanex de Mexico S.de R.L.de C.V.
- ・ Advanex Europe Ltd.
- ・ Advanex Czech Republic s.r.o.
- ・ Advanex (Singapore) Pte.Ltd.
- ・ Advanex (Thailand) Ltd.
- ・ Advanex (Vietnam) Ltd.
- ・ PT.Advanex Precision Indonesia
- ・ Advanex (India) Private Limited
- ・ Advanex (Shanghai) Inc.
- ・ Advanex (Dalian) Inc.
- ・ Advanex (Dongguan) Inc.
- ・ Advanex (Changzhou) Inc.
- ・ Advanex (Hong Kong) Ltd.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社名

- ・ Advanex Deutschland GmbH
- ・ アドバネクスPLUS株式会社
- ・ 株式会社ベアー技研

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

なお、Advanex Deutschland GmbHは、清算手続中であります。

(3) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち子会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

(4) 支配が一時的であることと認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

- ・ Advanex Deutschland GmbH
- ・ アドバネクスPLUS株式会社
- ・ 株式会社ベアー技研

持分法を適用しない理由

持分法非適用子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

なお、Advanex Deutschland GmbHは、清算手続中であります。

連結計算書類

- (3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社等の名称等
該当事項はありません。
- (4) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項
該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2) デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法

3) 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品、製品及び仕掛品

…主として総平均法による原価法

原材料

…主として月別移動平均法による原価法

貯蔵品

…最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存期間をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を計上しており、貸倒の懸念のある個別債権について回収不能見込額を追加計上しております。

2) 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により当連結会計年度に見合う分を計上しております。

3) 訴訟損失引当金

訴訟に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失負担見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識に関する注記」に記載のとおりです。

連結計算書類

(5) その他の連結計算書類作成のための重要な事項

1) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
・ Advanex Americas, Inc.	12月31日 ※
・ Advanex de Mexico S.de R.L.de C.V.	12月31日 ※
・ Advanex (Shanghai) Inc.	12月31日 ※
・ Advanex (Dalian) Inc.	12月31日 ※
・ Advanex (Dongguan) Inc.	12月31日 ※
・ Advanex (Changzhou) Inc.	12月31日 ※

※ 連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

2) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

3) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

4) 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕等の適用)

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20―3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65―2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について検討を行った資産グループ6拠点(帳簿価額合計3,128,786千円)について、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額及び正味売却価額を資産グループの固定資産の帳簿価額と比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額及び正味売却価額が資産グループの固定資産の帳簿価額を上回ったため減損損失は計上していません。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、原則として、各子会社及び各国内工場を基準として資産のグルーピングを行っております。

収益性の低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額)まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

また、各子会社及び各国内工場の中で遊休固定資産に帰属するものに関しては不動産鑑定評価価額を取得し、帳簿価額と不動産鑑定評価価額を比較、不動産鑑定評価価額が帳簿価額を下回った場合には減損損失を認識します。

当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、将来の事業計画を基礎としておりますが、将来の事業計画は、成長率、利益率、将来の投資計画及び主要な資産の今後の使用見込み等を主要な仮定としており、不確実性が否めないため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結計算書類

(連結貸借対照表に関する注記)

担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	
建物及び構築物	858,613千円
土地	239,930千円
機械装置及び運搬具	217,787千円
計	1,316,331千円
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	1,650,000千円
1年内返済予定の長期借入金	610,000千円
長期借入金	715,000千円
計	2,975,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式（千株）	4,153	—	—	4,153

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式（千株）	46	0	0	47

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式買取による増加 0千株

減少数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式処分による減少 0千株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	その他資本 剰余金	82,132	20	2024年3月31日	2024年6月28日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年6月26日開催予定の定時株主総会の決議事項として、普通株式の配当に関する議案を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	82,118	20	2025年3月31日	2025年6月27日

4. 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 5,900 株

連結計算書類

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、固定金利・変動金利のバランスを勘案し、金利変動リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（（注）をご参照ください。）また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 投資有価証券	69,428	69,428	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	(2,953,675)	(3,043,414)	(89,738)
(3) 長期借入金	(4,017,240)	(3,967,942)	(△49,298)

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）市場価格のない株式等

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	50,050

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

連結計算書類

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	69,428	—	—	69,428

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の長期借入金	—	3,043,414	—	3,043,414
長期借入金	—	3,967,942	—	3,967,942

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。また、固定金利によるものの時価は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要

当社グループは、宮城県、新潟県に賃貸等不動産を有しております。2025年3月期における賃貸等不動産に関する主な損益は、期中に減少した物件に関するものも含めて受取家賃として64,043千円計上しております。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
524,333	△340,534	183,800	147,900

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

減少・・・株式会社アドバネクス 福島土地売却による減少 264,838千円
 Advanex(Singapore)Pte.Ltd. 用途変更による減少 75,696千円

3. 時価の算定方法

当期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書の価額に基づいて計上しております。

(収益認識に関する注記)

1. 主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

当社グループは、精密金属加工製品の製造・販売を主な事業としており、顧客との間に締結した販売契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する（引き渡す）義務があることを認識しております。

2. 1. に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点

- (1) 国内の製品販売における収益を認識する時点は、出荷時から製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間であるため、出荷基準としております。
- (2) (1)以外の製品販売につきましては当社グループの施設又はその他の指定された場所にて貨物引渡が完了するE x Works基準又は引き渡し時点において顧客に対する支配が移転したと判断し収益を認識する通常の時点としております。

3. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、生産・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」「米州」「欧州」及び「アジア」の4つを報告セグメントとしております。各報告セグメントでは、精密ばね製品の他、インサート成形品及びその他の製品を生産・販売しております。

当該報告セグメントは、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象としていることから、これらの事業で計上する収益を売上収益として表示しております。製品群別に分解した売上収益及びセグメント売上収益の関連は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	日本	米州	欧州	アジア	合計
精密ばね製品	7,909,079	5,101,861	3,399,506	9,772,192	26,182,639
インサート成形品	1,130,338	308,469	—	855,132	2,293,940
その他	56,178	—	—	—	56,178
合計	9,095,596	5,410,330	3,399,506	10,627,324	28,532,758
顧客との契約から生じる収益	9,095,596	5,410,330	3,399,506	10,627,324	28,532,758
その他の収益	—	—	—	—	—

4. 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産、契約負債及び返金負債の残高は下記のとおりであります。

(単位：千円)

	2024年4月1日	2025年3月31日
顧客との契約から生じた債権	4,711,311	5,019,941
契約資産	—	—
契約負債	99,674	127,884
返金負債	—	—

契約負債は主に、一時点で収益を認識する製品販売について、支払条件に基づき顧客から受け取った対価の前受金であります。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は99,674千円であります。

5. 残存履行義務に配分された取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

■ 連結計算書類

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,969円08銭
1 株当たり当期純損失	153円13銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社アドバネクス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 田村 知弘

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 辻 充博

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドバネクスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバネクス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,441,453	流 動 負 債	11,567,676
現 金 及 び 預 金	554,330	支 払 手 形	1,593
受 取 手 形	42,787	電 子 記 録 債 務	743,595
売 掛 金	1,888,160	買 掛 金	438,131
商 品 及 び 製 品	352,431	短 期 借 入 金	6,564,816
仕 掛 品	402,600	1年内返済予定の長期借入金	2,796,012
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	282,913	未 払 金	144,135
前 払 費 用	101,258	未 払 費 用	469,796
未 収 入 金	78,981	預 り 金	27,250
関係会社短期貸付金	2,458,531	賞 与 引 当 金	116,164
そ の 他	279,457	リ ー ス 債 務	149,911
固 定 資 産	11,396,492	未 払 法 人 税 等	14,038
有 形 固 定 資 産	4,545,205	訴 訟 損 失 引 当 金	100,000
建 物	4,994,459	そ の 他	2,232
減 価 償 却 累 計 額	△2,579,707	固 定 負 債	4,780,932
構 築 物	261,387	長 期 借 入 金	3,309,760
減 価 償 却 累 計 額	△179,638	退 職 給 付 引 当 金	909,886
機 械 及 び 装 置	4,936,442	長 期 未 払 金	123,587
減 価 償 却 累 計 額	△4,290,882	リ ー ス 債 務	399,697
車 両 及 び 運 搬 具	10,971	資 産 除 去 債 務	38,000
減 価 償 却 累 計 額	△10,404	負 債 合 計	16,348,609
工 具 器 具 備 品	1,206,226	純 資 産 の 部	
減 価 償 却 累 計 額	△1,100,926	株 主 資 本	1,525,025
土 地	670,458	資 本 金	100,000
リ ー ス 資 産	1,050,548	資 本 剰 余 金	1,067,759
減 価 償 却 累 計 額	△517,126	資 本 準 備 金	25,000
建 設 仮 勘 定	93,398	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,042,759
無 形 固 定 資 産	99,802	利 益 剰 余 金	437,602
ソ フ ト ウ エ ア	41,418	そ の 他 利 益 剰 余 金	437,602
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	45,000	繰 越 利 益 剰 余 金	437,602
電 話 加 入 権	13,384	自 己 株 式	△80,336
投 資 そ の 他 の 資 産	6,751,484	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△44,282
投 資 有 価 証 券	69,478	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△44,282
関 係 会 社 株 式	3,323,253	新 株 予 約 権	8,594
関 係 会 社 出 資 金	646,684	純 資 産 合 計	1,489,337
長 期 前 払 費 用	6,298	負 債 ・ 純 資 産 合 計	17,837,946
破 産 更 生 債 権 等	245		
前 払 年 金 費 用	73,672		
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	2,466,803		
そ の 他	249,315		
貸 倒 引 当 金	△84,267		
資 産 合 計	17,837,946		

(注) 記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,245,897
売 上 原 価		7,850,276
売 上 総 利 益		2,395,621
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,175,129
営 業 利 益		220,492
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	137,305	
受 取 配 当 金	1,372,533	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	35,146	1,544,985
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	312,900	
為 替 差 損	91,269	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	14,534	418,703
経 常 利 益		1,346,773
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	35,161	
国 庫 補 助 金	13,558	48,720
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,758	
固 定 資 産 処 分 損	863	
固 定 資 産 圧 縮 損	13,558	
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	100,000	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	579,167	695,348
税 引 前 当 期 純 利 益		700,145
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	71,072	
法 人 税 等 調 整 額	42,389	113,462
当 期 純 利 益		586,683

(注) 記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
		資 本 準備金	その他 資本剰余金	資 本 剰余金 合 計	その他 利益剰余金	利 益 剰余金 合 計		
					繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	100,000	25,000	1,125,000	1,150,000	△149,080	△149,080	△79,773	1,021,145
当 期 変 動 額								
剰余金の配当	－	－	△82,132	△82,132	－	－	－	△82,132
当 期 純 利 益	－	－	－	－	586,683	586,683	－	586,683
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△877	△877
自己株式の処分	－	－	△108	△108	－	－	315	206
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	△82,240	△82,240	586,683	586,683	△562	503,879
当 期 末 残 高	100,000	25,000	1,042,759	1,067,759	437,602	437,602	△80,336	1,525,025

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△21,050	△21,050	8,594	1,008,688
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△82,132
当 期 純 利 益	－	－	－	586,683
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△877
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	206
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△23,231	△23,231	－	△23,231
当 期 変 動 額 合 計	△23,231	△23,231	－	480,648
当 期 末 残 高	△44,282	△44,282	8,594	1,489,337

（注）記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品、製品、仕掛品… 総平均法による原価法

原材料… 月別移動平均法による原価法

貯蔵品… 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により当事業年度に見合う分を計上しております。

■ 計算書類

(3) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 訴訟損失引当金

訴訟に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失負担見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

連結注記表「重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20—3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について検討を行った資産グループ1拠点（帳簿価額合計377,493千円）について、正味売却価額が資産グループの固定資産の帳簿価額を上回ったため、減損損失は計上しておりません。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、原則として、各国内工場を基準として資産のグルーピングを行っております。

収益性の低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

また、各国内工場の中で遊休固定資産に帰属するものに関しては不動産鑑定評価価額を取得し、帳簿価額と不動産鑑定評価価額を比較、不動産鑑定評価価額が帳簿価額を下回った場合には減損損失を認識します。

当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、将来の事業計画を基礎としておりますが、将来の事業計画は、成長率、利益率、将来の投資計画及び主要な資産の今後の使用見込み等を主要な仮定としており、不確実性が否めないため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表に計上されている関係会社株式3,323,253千円には、子会社Advanex Americas, Inc. 社に対する投資891,765千円、PT. Advanex Precision Indonesia 社に対する投資1,044,846千円が含まれています。

当社は両社に対する株式の評価損の認識の要否判定の結果、評価損の認識は不要と判断しております。

また、前事業年度に関係会社株式評価損を計上したAdvanex de Mexico S.de R.L.de.C.V社に対する関係会社長期貸付金2,018,243千円に対して、同社の債務超過額に相当する84,022千円の貸倒引当金を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

子会社に対する投資等、市場価格のない株式については、当該株式等の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、投資についての評価損を認識しております。

当社は、評価損の認識の要否判定に当たり、実質価額と取得原価を比較し、実質価額の著しい低下の有無を検討しております。

実質価額の算定に当たっては、関係会社より入手した一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した期末日までに入手し得る直近の計算書類における純資産額等を基礎として算定しております。事業計画においては、新規受注の獲得見込みを含む売上増加や、エネルギーコストや物流コストの上昇、インフレの加速などの不確実性が高い仮定を伴っておりますが、子会社の評価損の認識にあたっては、実質価額の回復可能性について慎重に検討しております。

なお、市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

■ 計算書類

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物	858,613千円
土 地	239,930千円
機械及び装置	217,787千円
計	1,316,331千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,650,000千円
1年内返済予定の長期借入金	610,000千円
長期借入金	715,000千円
計	2,975,000千円

2. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

Advanex Americas, Inc.	224,057千円
Advanex de Mexico S.de R.L.de C.V.	35,074千円
PT.Advanex Precision Indonesia	63,030千円
Advanex (India) Private Limited	44,000千円
計	366,162千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	957,853千円
短期金銭債務	873,459千円

■ 計算書類

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
関係会社への売上高	1,150,300千円
関係会社からの仕入（購入）高	211,080千円
関係会社との営業取引以外の取引高	1,564,595千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	47,469株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	40,181千円
貸倒引当金	818,823千円
退職給付引当金	321,758千円
棚卸資産評価減	39,085千円
関係会社株式評価損	431,178千円
固定資産評価損	92,043千円
投資有価証券評価損	2,613千円
繰越欠損金	418,507千円
その他有価証券評価差額金	15,317千円
その他	63,409千円
繰延税金資産小計	2,242,918千円
評価性引当額	2,242,918千円
繰延税金資産合計	—

(繰延税金負債)

繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	—

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権などの 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Advanex Americas, Inc.	所有 直接100.0%	業務管理、 役員の兼任	製品の販売	353,036	売掛金	255,437
				資金融資	355,195	短期貸付金	2,168,040
				資金融資	5,670	長期貸付金	448,560
				債務保証	224,057	—	—
子会社	Advanex de Mexico S. de R.L. de C.V.	所有 直接99.99% 間接 0.01%	業務管理、 役員の兼任	資金融資	1,432,031	長期貸付金	2,018,243
子会社	Advanex(Singapore)Pte.Ltd.	所有 直接100.0%	業務管理、 役員の兼任	受取配当金	344,056	—	—
子会社	Advanex(Thailand)Ltd.	所有 間接100.0%	業務管理、 役員の兼任	資金融資	9,450	短期借入金	747,600
子会社	PT.Advanex Precision Indonesia	所有 直接99.99% 間接 0.01%	業務管理、 役員の兼任	資金融資	400,103	短期貸付金	170,340
子会社	Advanex (Hong Kong)Ltd.	所有 直接100.0%	業務管理、 役員の兼任	資金融資	802,473	—	—
				受取配当金	866,150	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付及び借入の条件については、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。
2. 債務保証については、主に子会社の銀行借入に対して当社が保証を行っているものであり、担保の提供は受けておりません。
3. 当事業年度において、Advanex de Mexico S. de R.L. de C.V. における長期貸付金残高に対して、84,022千円の貸倒引当金を計上しております。
4. 製品の販売については、当社の原価等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
5. 受取配当金については、子会社の株主総会決議等により決定しております。

(収益認識に関する注記)

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	360円64銭
1株当たり当期純利益	142円87銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社アドバネクス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田村 知弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 充博

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドバネクスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査実施計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査実施計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、主要な工場及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とテレビ会議システム又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について、報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

株式会社アドバネクス 監査役会

常勤社外監査役	榎	本	直	樹	㊞
社外監査役	中	村	慈	美	㊞
社外監査役	高		秀	樹	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、事業基盤の安定と拡充に備えるための内部留保充実とのバランスをとりつつ、適正かつ安定した利益配分を行うことを原則としております。

当期の期末配当金につきましては、かかる方針及び当期の業績を総合的に勘案し、次のとおりとしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円	総額	82,118,020円
-----------------	----	-------------

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては戦略的かつ機動的に意思決定が行えるように取締役を1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
1	朝 田 英 太 郎 (1946年10月12日生)	1969年4月 トピー工業株式会社入社 1974年1月 株式会社アサダ取締役 1988年11月 同社代表取締役 2020年9月 当社取締役最高顧問 2021年2月 株式会社アサダ顧問 2021年6月 当社代表取締役最高顧問 2022年6月 当社代表取締役会長 2023年6月 当社代表取締役会長兼社長（現任）	0株
	【取締役候補者とした理由】 朝田英太郎氏は、ばね及び特殊鋼業界における長年の経験で培われた豊富な知識と幅広い人脈に加え、経営者・コンサルタントとして、実務を通じた多岐にわたる高度な見識を有しております。また、何よりも当社の歴史や文化に精通していることから、当社の持続的な成長と企業価値の向上に欠かせない役割を担うものと判断し、引き続き取締役候補者としたしました。		
2	吉 原 哲 也 (1967年11月24日生)	1990年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2020年2月 当社出向 2020年10月 当社管理本部長（現任） 2021年2月 当社入社、当社執行役員、最高財務責任者（現任） 2021年6月 当社取締役 2023年6月 当社常務取締役（現任）	7,000株
	【取締役候補者とした理由】 吉原哲也氏は、株式会社三菱UFJ銀行で長年にわたり法人営業や企業審査などの法人関連業務に加え、本部での企画業務や複数の拠点長経験を通じ、幅広い知識やネットワーク、対人コミュニケーション力を有しております。当社入社後は、その豊富な経験と高度な見識を活かしながら、最高財務責任者兼管理本部長としてマネジメント力を発揮しグループのガバナンス強化に貢献しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上には欠かせない役割を担うものと判断し、引き続き取締役候補者としたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
3	かとう せい や 加 藤 精 也 (1958年4月11日生)	1981年3月 当社入社 2006年4月 当社執行役員自動車事業部長 2009年6月 当社取締役営業統括本部長 2014年4月 当社常務取締役、国内ビジネスカンパニー長 2015年4月 当社常務取締役 2019年6月 当社常務取締役品質保証本部長 2020年1月 アポロ株式会社専務取締役 2020年9月 当社代表取締役社長 2023年6月 当社取締役品質保証本部長（現任）	11,420株
		【取締役候補者とした理由】 加藤精也氏は、長年にわたり当社の営業部門に携わり、グローバル戦略に基づく販売市場の拡大を進め、強いリーダーシップで事業活動全般を統括し、現在の当社における課題を明らかにしながら具体的な対策を講じてきました。2023年6月からは品質保証本部長として品質や生産性向上に努め、今後も当社の持続的な成長と企業価値の向上に欠かせない役割を担うものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。	
4	すぎ い たかし 杉 井 孝 (1947年1月14日生)	1969年7月 大蔵省(現財務省)入省 1984年7月 東京国税局間税部長 2000年10月 弁護士登録 弁護士法人杉井法律事務所社員弁護士 (現任) 2010年5月 株式会社セキド社外監査役(現任) 2023年6月 当社社外取締役(現任)	500株
		(重要な兼職の状況) 弁護士法人杉井法律事務所社員弁護士 株式会社セキド社外監査役	
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 杉井孝氏は、直接会社経営に関与されたことはありませんが、大蔵省（現財務省）職員として、同省退任後は弁護士として豊富な経験を有しております。法務及び財務に関する知見を有し、当社グループの経営に対して、客観的な立場から助言や業務執行に対する適切な監督及びガバナンス体制の強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。			

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
5	新 田 都 志 子 (1954年 7 月 8 日生)	2006年 4 月 文京学院大学経営学部助教授 2011年 4 月 同大学経営学部教授 2017年 4 月 同大学学長補佐 2019年 4 月 同大学大学院経営学研究科委員長 2021年 4 月 同大学経営学部学部長 2023年 4 月 同大学経営学部学長補佐 特任教授 2024年 4 月 同大学名誉教授（現任） 2024年 6 月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 文京学院大学名誉教授	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 新田都志子氏は、直接会社経営に関与されたことはありませんが、経営学の教授としての学識や豊富な見識を有しております。当社経営に対して、幅広い視点からの助言や業務執行に対する適切な監督及びガバナンス体制の強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1.取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.当社は杉井孝及び新田都志子の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第24条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結しております。杉井孝及び新田都志子の各氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- 3.当社は、全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等を填補されることとなり、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。各候補者が取締役就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時に当該保険契約を同様の内容で更新する予定としております。
- 4.当社は株式会社東京証券取引所に対し、杉井孝及び新田都志子の各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
- 5.杉井孝、新田都志子各氏の社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもってそれぞれ2年、1年となります。

■ 株主総会参考書類

(ご参考) 取締役・監査役のスキルマトリックス

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役・監査役のスキルマトリックスは、下記のとおりとなります。

氏名	業界・ 技術知見	企業経営	営業・マー ケティング	財務・ 会計・管理	法務・コンプラ イアンス・知財	海外事業・ グローバル経験	IT・ デジタル	他業種知見・ 多様性	人材育成・ 開発
朝田英太郎	●	●	●	●	●			●	●
吉原哲也				●	●	●	●	●	●
加藤精也	●	●	●			●			●
杉井孝				●	●			●	
新田都志子				●				●	●
榎本直樹		●		●	●			●	
中村慈美				●				●	●
高秀樹		●		●				●	

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠社外監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
い わ も と し ょ う 岩 本 生 (1980年12月3日生)	2008年12月 弁護士登録 協和総合法律事務所入所 2014年10月 丸紅株式会社入社 2015年7月 米国ニューヨーク州 弁護士登録 2017年4月 ナレッジウィング法律事務所開所 代表弁護士 2018年12月 同所法人化 代表社員（現任） 2021年6月 株式会社王将フードサービス社外取締役（現任） 2022年5月 当社社外監査役	0株
【補欠社外監査役候補者とした理由】 岩本生氏は、直接会社経営に関与されたことはありませんが、海外弁護士資格を有し総合商社での社内弁護士としての経験や企業法務を中心とした弁護士としての経験に基づく豊富かつ高度な専門的知見を活かして、当社の監査役に欠員が生じた場合には社外監査役として適切かつ円滑に業務を引き継げると判断したことから、補欠社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1.岩本生氏が代表社員を務める弁護士法人ナレッジウィング法律事務所と当社との間で、法律顧問契約等を締結しております。
- 2.岩本生氏は、社外監査役に就任した場合、当社と岩本生氏との間で会社法第427条第1項の規定及び当社定款第33条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とします。
- 3.当社は、全ての監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。岩本生氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時に当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。
- 4.岩本生氏は、過去に当社の社外監査役を2か月務めました。

以 上

株式会社アドバネクス

第77期定時株主総会会場ご案内図

東京都豊島区西池袋 1 丁目 11 番 1 号
 メトロポリタンプラザビル
 オフィスタワー12階 Room1
 ステーションコンファレンス池袋
 03-5954-1030 (代表番号)



- 交通のご案内
- | |
|----------------------|
| 各路線「池袋駅」下車 |
| J R 山手線 埼京線 湘南新宿ライン |
| 東京メトロ 丸ノ内線 有楽町線 副都心線 |
| 東武鉄道 東上線 |
| 西武鉄道 池袋線 |

